

はじめに

北九州市では、平成31年4月1日に議員提案による「北九州市子どもを虐待から守る条例」が施行されました。

この条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守るための施策を総合的に推進することにより、子どもの心身の健やかな成長に寄与することを目的としています。

本報告書は、条例第20条に基づき、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況について年次報告としてとりまとめ、議会に報告し、市民に公表するものです。

令和6年度は、改正児童福祉法が施行され、市区町村はこども家庭センターの設置に努めることとされるとともに、児童相談所は児童の意見聴取等措置を講ずること等とされました。

北九州市においても、これらの施策に着実に取り組むとともに、これまでの児童虐待の未然防止の取組や早期発見・早期対応の取組についても、継続して実施しました。

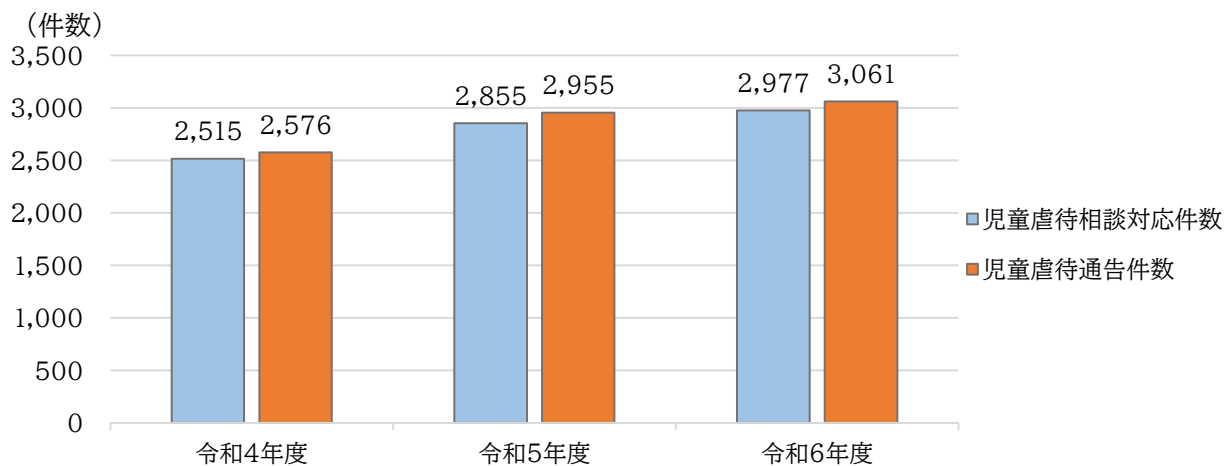
今後とも北九州市の全ての子どもが虐待から守られ、愛される幸せを実感して生きていくことができるよう、市民、関係機関、事業者への条例の周知・啓発に努めるとともに、子どもを虐待から守るための施策を着実に推進してまいります。

1 児童虐待相談・通告等の状況(第4条～第8条・第16条関係)

(1)子ども総合センターの児童虐待相談・通告等

ア 児童虐待相談対応件数と通告件数の推移

令和6年度の児童虐待相談対応件数は2,977件で、前年度から122件増えています。

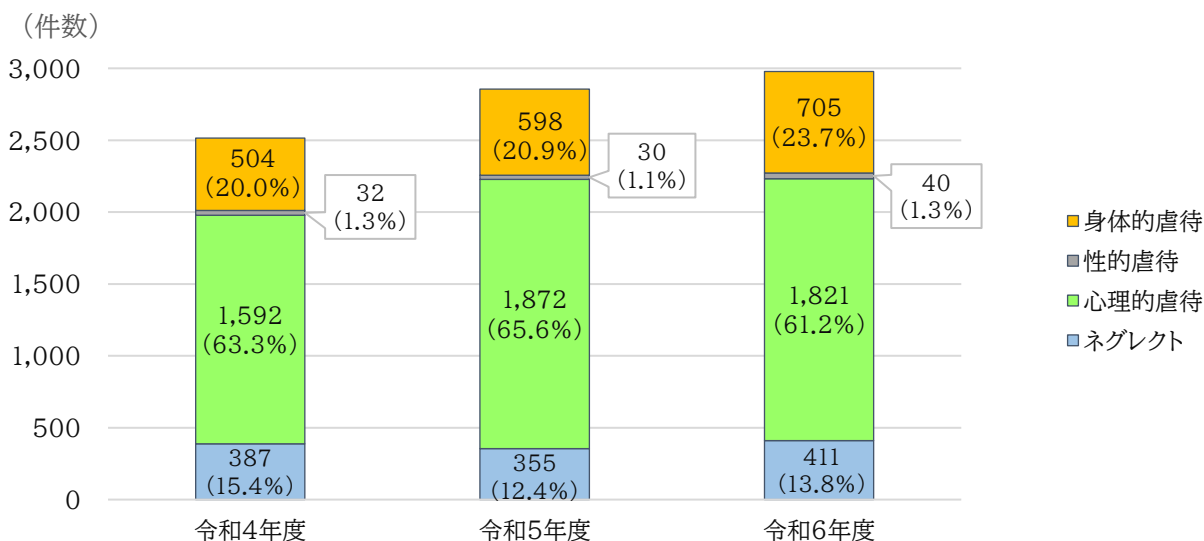


区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童虐待相談対応件数	2,515 件	2,855 件	2,977 件
児童虐待通告件数	2,576 件	2,955 件	3,061 件

※児童虐待相談対応件数: 児童虐待の疑いがある通告・相談に対し、調査等の結果、児童虐待相談として計上した件数

イ 相談種別対応件数

前年度と同様に心理的虐待件数の割合が最も高く、全体の61.2%を占めています。



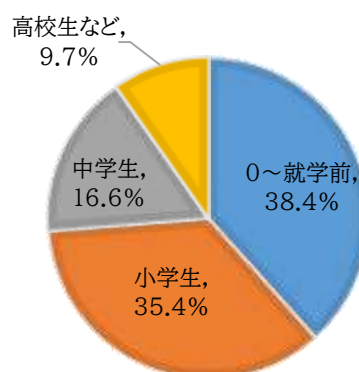
虐待種別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体的虐待	504 件	598 件	705 件
性的虐待	32 件	30 件	40 件
心理的虐待	1,592 件	1,872 件	1,821 件
ネグレクト	387 件	355 件	411 件
合計	2,515 件	2,855 件	2,977 件

ウ 年齢別対応件数

就学前の児童に関する対応が38.4%、小学生も合わせると73.8%を占めています。

(令和6年度)

年齢区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0～就学前	1,004 件	1,223 件	1,143 件
小学生	941 件	1,037 件	1,053 件
中学生	408 件	415 件	493 件
高校生など	162 件	180 件	288 件
合計	2,515 件	2,855 件	2,977 件

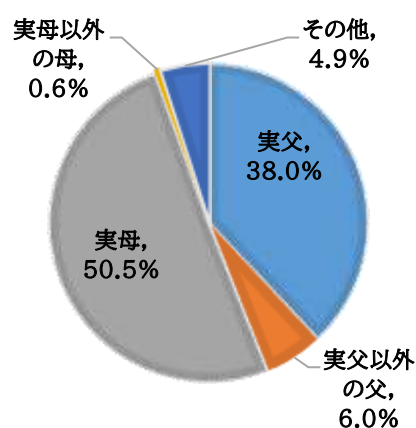


エ 主な虐待者別対応件数

実母からの虐待が1,502件で最も多く、50.5%を占めています。次いで実父1,132件、実父以外の父180件と続いています。

(令和6年度)

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実父	1,042 件	1,160 件	1,132 件
実父以外の父	163 件	169 件	180 件
実母	1,208 件	1,349 件	1,502 件
実母以外の母	5 件	9 件	18 件
その他	97 件	168 件	145 件
合計	2,515 件	2,855 件	2,977 件



オ 経路別相談対応件数の推移

警察からの相談が1,320件で最も多く、44.3%を占めています。次いで学校等490件、家族340件と続いています。

(単位:件)

年度	福祉事務所等	児童委員	児童福祉施設等	警察等	保健所	医療機関	学校等	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計
令和4年度	96	0	101	1,360	5	53	330	144	72	278	59	17	2,515
令和5年度	62	3	138	1,558	0	69	350	192	50	311	63	59	2,855
令和6年度	65	0	120	1,320	0	94	490	340	49	302	92	105	2,977
割合	2.2%	0.0%	4.0%	44.3%	0.0%	3.2%	16.5%	11.4%	1.6%	10.1%	3.1%	3.5%	100%

カ 虐待相談への対応状況

児童福祉施設入所が16件、里親委託が5件等となっています。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童福祉施設入所	11 件	10 件	16 件
里親委託	2 件	3 件	5 件
面接等	2,004 件	2,227 件	2,439 件
その他	498 件	615 件	517 件
合計	2,515 件	2,855 件	2,977 件

キ 立入調査、警察の同行等の状況

令和6年度は、立入調査、警察官の同行、臨検・捜索いずれも0件でした。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
立 入 調 査	1 件	0 件	0 件
警察官の同行	1 件	0 件	0 件
臨検・捜索	1 件	0 件	0 件

【参考】立 入 調 査：通常の家庭訪問で子どもの安全確認ができない場合実施する。

(児童虐待の防止等に関する法律第9条)

警察官の同行：子どもの安全確認や一時保護を行う際に、警察署に警察官の同行を要請できる。

(児童虐待の防止等に関する法律第10条)

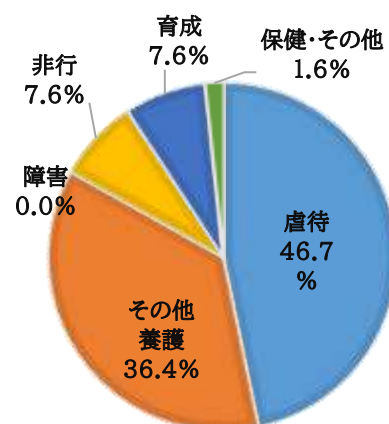
臨 検 ・ 捜 索：立入調査が拒否された場合に、裁判官が発する許可状により子どもの住所若しくは居所を臨検・捜索する。(児童虐待の防止等に関する法律第9条の3)

ク 一時保護の実施状況(一時保護施設)

虐待による一時保護は、172件です。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
虐 待	161 件	152 件	172 件
その他養護	163 件	183 件	134 件
障 害	1 件	2 件	0 件
非 行	10 件	21 件	28 件
育 成	16 件	23 件	28 件
保健・その他	8 件	8 件	6 件
合 計	359 件	389 件	368 件

(令和6年度)



(2)区役所子ども・家庭相談コーナーの児童虐待相談対応件数

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童虐待相談対応件数	779 件	916 件	970 件